

昨年に雄物川改修100周年を迎え、  
新たな100年に向けて歩んでいます

# 茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●



国土交通省 東北地方整備局  
秋田河川国道事務所  
茨島出張所



〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28  
電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

茨島出張所では、雄物川下流部(河口～から約30.45km)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)を管理しています

## 山王中学校2年生が茨島出張所に 職場見学に来てくれました

5月24日、秋田市立山王中学校の2年生、3名が茨島出張所に職場見学に来てくれました。職場見学では、新屋水門を操作してみたり、堤防の除草作業に使用する草刈り機を操作するなど、普段経験することのできない内容に興味津々の様子でした。



説明を熱心に聞いていました

新屋水門の見学



おそる、おそる...ポチッ

堤防草刈りの現場見学



実際に操作させてもらいました



山王中学校のみなさん、大変お疲れ様でした！

## 雄物川の不法投棄合同パトロールを行いました

環境省などでは、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)の1週間で全国ごみ不法投棄監視ウィークとして不法投棄対策の取り組みを強化しています。

雄物川においても不法投棄対策の一環として不法投棄を取り締まる秋田中央警察署、不法投棄の監視・指導を行う秋田市、雄物川を管理する国土交通省秋田河川国道事務所が合同で行っています。

雄物川ではこの取り組みを平成20年から毎年行っており、今回で11回目となりますが、依然として多くの不法投棄が確認されています。

5月31日に行われた不法投棄合同パトロールでは、これまで不法投棄が多い箇所を重点的に確認し、警告看板を設置しました。



これから出発です！！

これまで不法投棄があった箇所について説明をしている様子



不法投棄が多い箇所の看板設置の様子



**不法投棄は  
犯罪です**

河川敷にゴミを捨てることは「河川法第29条第1項」で禁止されています。また「河川法施行令第16条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に、ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨て、又は放置した者は、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するとされています。